

『活動計画書』

金沢産業団地土地使用協定に係る活動方針

平成30年度～平成33年度

- 1 金沢産業団地土地使用協定の運営は、(一社)横浜金沢産業連絡協議会の総務委員が運営委員としてこれを所掌し、必要な事項については総務委員会(土地使用協定運営委員会)において審議します。
- 2 金沢産業団地土地使用協定運営委員会の毎年度の活動方針を次のとおりとします。
 - ① 金沢産業団地土地使用協定に基づく協議の申し出に対し速やかに対応し、地域まちづくりルールとしての適切な運用を図ります。
 - ② 運用に際しては横浜市と十分な連携を図り、土地使用協定地区の相談・審査・調整窓口としての役割を果たします。
 - ③ 運用結果について(一社)横浜金沢産業連絡協議会に対し、定期的に報告します。